

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄復帰に伴う特別措置法案(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43547

防衛庁関係

取扱注意

沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する土地等の暫定使用に関する法律（案）

（趣旨）

第一条 この法律は、沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）を実施するため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき沖縄に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の暫定使用に関し必要な事項について定めるものとする。

取扱注意

（定義）

第二条 この法律において「土地等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百四十号。第五条第三項において「特別措置法」という。）第二条に規定する土地等をいう。

2 この法律において「所有者」とは、使用に係る土地等の所有者（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条に規定する権利にあつては、権利者）をいう。

3 この法律において「関係人」とは、次条の規定によつて土地を使用する場合にあつては当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、探石権、質権、抵当権、使用貸借若しくは賃貸借による権利その他所有権以外の権利を有する者及びその土地にある物件に

66-8-26
2352125

関して所有権その他の権利を有する者を、次条の規定によつて建物その他土地に定着する物件又は建物にある設備若しくは備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを使用する場合にあつては当該物件又は設備若しくは備品に關して所有権以外の権利を有する者を、次条の規定によつて土地収用法第五条に規定する権利を使用する場合にあつては当該権利に關して質権、抵当権、使用貸借若しくは質貸借による権利その他の権利を有する者をいう。

(使用権の設定)

第三条 沖縄の復帰の日の前日において、沖縄にあつたアメリカ合衆国の軍隊又は当局が使用していた土地等で、沖縄の復帰の日以後もなお引き続いて施設及び区域(合衆国軍協定第二条第一項の施設及び区域をいう。)として、駐留軍の用に供する必要があるもののうち、その所有者及び関係人との間に使用についての合意が成立しないものがあるときは、防衛施設庁長官は、次項及び第三項の規定に従つてこれを使用することができる。

2 防衛施設庁長官は、前項の規定により土地等を使用する場合に、遅滞なく、当該土地等の所在、種類、数量並びに使用の方法及び期間を政令で定めるところにより公示するとともに、その所有者及び関係人が明らかであるときは、当該所有者及び関係人に、その公示すべき事項を通知しなければならない。

3 第一項の規定による使用の期間は、この法律の施行の日から年をこえない範囲内において当該土地等の所在、種類、使用の方法等を考慮して必要と認められる期間として、政令で定める期間をこえることができない。

4 第一項の規定により土地等を使用するときは、防衛施設庁長官は、この法律の施行の日において、当該土地等を使用する権利を取得し、当該土地等に関するその他の権利は、使用期間中は、行使することができない。ただし、第二項の公示に定めた方法による当該土地等の使用を妨げない権利については、この限りでない。

（土地等の使用に伴う損失の補償）

第四条 防衛施設庁長官は、前条第一項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積もつた損失補償額を払い渡さなければならない。

2 防衛施設庁長官は、前条第一項の規定により土地等を使用した場合においては、土地等を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を、土地収用法第六十九条、第七十条、第七十四条第一項、第七十五条、第八十四条、第八十八条、第九十条及び第九十三条の規定の例により補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃を考慮して算定した使用の時期の価格）によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定によつて支払つた損失補償額は、前項の規定によ

る損失補償の金額の内払いとする。

4 第二項の規定による損失の補償は、防衛施設庁長官と土地等の所有者及び関係人とは協議して定めなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しないときは、防衛施設庁長官、土地等の所有者又は関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に対し、土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（土地等の返還及び原状回復）

第五条 防衛施設庁長官は、第三条第一項の規定により使用する土地等の使用期間が満了したとき、又は使用期間の満了前において使用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、その土地等をその所有者又はその承継人に返還するとともに、使用期間が満了した旨又は使用期間の満了前において使用する必要がなくなつた旨を政令で定めるところにより公示しなければならない。

2 前項の場合においては、土地等の所有者又はその承継人は、防衛施設庁長官に対し、土地等を原状に回復することを請求することができる。

3 特別措置法第十一条、第十二条及び第十三条の規定は、第一項の規定により土地等をその所有者又はその承継人に返還する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「防衛施設局長」とあるのは「防衛施設庁長官」と読み替へるものとする。

附 則

この法律は、沖縄返還協定の効力発生の日から施行する。

日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取極

(参考)

(訳文)

日本国による沖縄局地防衛責務の引受けに関する取極

日本国防衛庁及びアメリカ合衆国国防省の代表者は、沖縄の日本国への復帰後における沖縄の局地防衛のための自衛隊展開についての日本側計画に関連した両防衛当局間の必要な調整に関する事項を討議してきたので、この取極に述べられている前記の討議の結果は、日米安全保障協議委員会の千九百七十一年六月二十九日の会合において承認されたので、よつて、これらの代表者は、次のとおり合意する。

- 1 日本国による局地防衛責務の引受け
日本国は、2に掲げる日程に従い、沖縄の局地防衛の任務、すなわち、陸上防衛、防空、海上哨戒^{しやうかい}及び防衛庁がその任に当たる捜索・救難を引き受ける。
- 2 日本国による引受けの時期

日本国による1の防衛任務の引受けは、沖縄復帰日以後、千九百七十三年七月一日以前の実施可能な最も早い日までに完了する。

a 当初展開

日本国は、当初、復帰日以後約六箇月以内に、約三千二百人から成る次の部隊を展開する。

- (1) 陸上自衛隊 司令部、普通科中隊二、施設中隊一、航空隊一、支援隊一、その他の部隊
- (2) 海上自衛隊 基地隊一、対潜哨戒機隊一、その他の部隊
- (3) 航空自衛隊 司令部、要撃戦闘機隊一、航空警戒管制隊一、航空基地隊一、その他の部隊

b 追加展開

日本国は、さらに、千九百七十三年七月一日までに、地对空ミサイル防空を実施し及び航空警戒管制組織を運用するため、ナイキ群一（三個中隊）、ホーク群一（四個中隊）及び適当な支援要員を展開する。

3

施設

a 防衛庁は、次の施設に部隊を配置する意図を有する。

- (1) 那覇空港 航空自衛隊の要撃戦闘機隊その他の部隊及び陸上自衛隊の航空隊。海上自衛隊の対潜哨戒機隊も、那覇空港を使用する。
- (2) 那覇ホイール 陸上自衛隊の部隊及び必要に応じその他の自衛隊の部隊

- (3) ホワイト・ビーチ及び那覇港 海上自衛隊の部隊。栈橋、集荷場その他の施設の海上自衛隊による使用のため、地位協定第二条4(a)に基づき必要な取極を行なう。

- (4) ナイキ・ホーク及び航空警戒管制隊が使用中の施設及び区域 展開される自衛隊の地对空ミサイル部隊及び航空警戒管制隊

b 合衆国は、自衛隊の受信及び送信施設の設置に協力するものとし、かつ、可能な場合には、合衆国軍隊の施設及び区域内にこれらの通信施設を受け入れることを考慮する。

4 防空

四

a 航空自衛隊は、

- (1) 復帰日又はその直後から部隊を那覇空港に展開し、
- (2) 復帰日から六箇月以内にF-104J航空機による防空警戒待機を引き受け及び
- (3) 千九百七十三年七月一日までに航空警戒管制組織の運用を引き受ける。

b 航空自衛隊のナイキ群及び陸上自衛隊のホーク群は、千九百七十三年七月一日までに地対空ミサイル防空任務を引き受けるように沖繩に展開する。

c 沖繩の防空の運用責任は、自衛隊が千九百七十三年七月一日までの間にその責任を引き受けるときまでは、合衆国空軍が保持する。ただし、自衛隊及び合衆国軍隊に対する指揮は、それぞれの国の指揮系統を通じて実施される。

5 地対空ミサイル及び航空警戒管制組織

沖繩の防空の早期引受けを容易にするため、双方で合意する基本的な航空警戒管制組織及びナイキ・ホークの地対空ミサイル組織については、別個に定める条件に従い、防衛庁はこれらを購入する意図を有し、合衆国政府は国防省を通じてその売却を申し出る。

6 陸上防衛、海上哨戒及び捜索・救難

自衛隊は、沖繩において、復帰日から六箇月以内に、その展開した部隊の運用が可能となるに従い、陸上防衛、海上哨戒及び防衛庁がその任に当たる捜索・救難を引き受ける。自衛隊及び合衆国軍隊の代表者は、これらの機能を遂行する部隊の沖繩への展開のための詳細な計画を協力して準備する。

7 詳細な実施計画

前記の自衛隊による防衛任務の引受け及びその展開計画を実施するため防衛庁及び国防省の代表者は、詳細な実施計画及び調整のための手続をとりまとめる。

五

千九百七十一年六月二十九日に東京で

日本国防衛庁
防衛局長
久保 卓也

在日アメリカ合衆国大使館
首席軍事代表
海軍中將
ウォルター・L・カーチス・ジュニア

ARRANGEMENT CONCERNING AS-
SUMPTION BY JAPAN OF THE RE-
SPONSIBILITY FOR THE IMMEDI-
ATE DEFENSE OF OKINAWA

Arrangement Concerning Assumption
by Japan of the Responsibility for
the Immediate Defense of Okinawa

Whereas the representatives of the Japan Defense Agency (JDA) and the U.S. Department of Defense (DOD) have discussed matters relating to necessary coordination between the two defense authorities in connection with the Japanese program for the deployment of its Self Defense Forces in Okinawa for the immediate defense of Okinawa after the reversion of Okinawa to Japan,

Whereas the results of the above-mentioned discussions, which are set out in this Arrangement, have been approved by the Japan-United States Security Consultative Committee at its meeting of June 29, 1971,

Therefore, these representatives agree as follows:

1. Assumption by Japan of Immediate Defense Responsibility:

Japan will assume, in accordance with the schedule as described in the following paragraph, the mission for the immediate defense of Okinawa, namely, ground defense, air defense, maritime defense patrol and search and rescue to be assigned to JDA.

2.

2. Timing of Japan's Assumption:

Assumption by Japan of the above defense mission will be completed by the earliest practicable date subsequent to the date of the reversion of Okinawa (R-day), but not later than 1 July, 1973.

a. Initial Deployment:

Initially and within about 6 months after R-day Japan will deploy the following units of approximately 3,200 personnel.

(1) Ground Self Defense Force (JGSDF) - A headquarters, two infantry companies, one engineer company, one aviation unit, one supporting unit and others.

(2) Maritime Self Defense Force (JMSDF) - One base unit, one anti-submarine patrol unit and others.

(3) Air Self Defense Force (JASDF) - A headquarters, one fighter interceptor unit, one aircraft control and warning unit, one air base unit and others.

b. Additional Deployment:

Additionally, and not later than 1 July, 1973, Japan will deploy a NIKE group (3 batteries), a HAWK group (4 batteries) and appropriate supporting troops to carry out the surface-to-air missile defense and to operate the aircraft control and warning system.

3.

3. Installations:

a. JDA intends to station the units at the following installations:

(1) Naha Airport - JASDF fighter interceptor unit and others and JGSDF aviation units. JMSDF anti-submarine patrol unit will also utilize Naha Airport.

(2) Naha Wheel - JGSDF units and such other JSDF units as may be required.

(3) White Beach and Naha Port - JMSDF units. SOFA Article II-4-(a) arrangements as necessary will be worked out for JMSDF's use of piers, staging areas and others.

(4) The facilities and areas in use of NIKE, HAWK and aircraft control and warning units - JSDF surface-to-air missile units and aircraft control and warning units being deployed.

b. The United States will cooperate in the location of JSDF communications receiver and transmitter sites and will consider their accommodation within US Facilities and Areas where possible.

4. Air Defense:

a. JASDF will:

(1)

(1) deploy units to Naha Airport beginning on or about R-day,

(2) assume air defense alert with F-104J aircraft by R-day plus 6 months and,

(3) assume operation of the aircraft control and warning system by 1 July, 1973.

b. JASDF NIKE Group and JGSDF HAWK Group will deploy to Okinawa, so as to assume the surface-to-air missile defense mission by 1 July, 1973.

c. Operational responsibility for the air defense of Okinawa will be retained by the USAF until JSDF assumes the responsibility by 1 July, 1973.

Command, however, of JSDF and US forces will be exercised through their respective national command channels.

5. Surface-to-Air Missile and Aircraft Control and Warning System:

In the interest of facilitating the early assumption of the air defense of Okinawa, JDA intends to buy and the US Government, through the US DOD, offers to sell, on terms and

conditions

conditions to be specified separately, the basic aircraft control and warning system and the NIKE and HAWK surface-to-air missile systems to be agreed upon.

6. Ground Defense, Maritime Defense Patrol and Search and Rescue:

JSDF will assume the responsibility for ground defense, maritime defense patrol and search and rescue to be assigned to JDA in Okinawa, as JSDF deployed forces become operational, within 6 months after R-day. JSDF and US forces representatives will in concert prepare detailed plans for the deployment to Okinawa of forces associated with the foregoing functions.

7. Detailed Implementation Plans:

For the purpose of implementing the aforementioned JSDF's assumption of the defense mission and its deployment program, detailed implementation plans and arrangements for coordination will be worked out between representatives of JDA and US DOD.

Tokyo, 29 June 1971

For JDA

For DOD

Takuya Kubo
Chief, Defense Bureau
Japan Defense Agency

Walter L. Curtis, Jr.
Vice Admiral, US Navy
US Senior Military Representative
American Embassy, Tokyo

本
一
甲

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案に基づく政
令案要綱

一 第二条関係

- 1 沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和四十六
年法律第 号）により土地等を使用することができる期間
は、アメリカ合衆国の軍隊が一定の期間を限つて使用する土地
及び航路標識の用に供する土地並びに工作物にあつては三年と
し、その他の土地にあつては五年とすること。
- 2 所有者不明の土地等について使用権を設定した場合の公示は
官報等で行なうとともに、公示の内容を適当な場所に掲示する
こと。

二 第三条関係

- 1 土地等の使用に伴う損失の補償は、土地等又は土地等に関す
る所有権以外の権利に係る補償とこれら以外のものに係る補償
とに区分し、前者については各年度に係る分を当該年度に、後
者についてはその使用の属する日の属する年度にそれぞれ補償
すること。
- 2 土地等の補償について収用委員会に補償の裁決を申請しよう
とする場合の申請の手續について定めること。

三 第四条関係

土地等の使用が終了した時の土地等の原状の回復又は損失の補
償は、土地又は工作物の所有者等の請求により行なうこと。

(防衛庁)

防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号)

(防衛庁設置法の一部改正)

第 条 防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第百六十四号) の一部を次のように改正する。

第五条第二十三号中「第四十七条において」を削る。

第五十四条第一項の表福岡防衛施設局の項の次に次のように加える。

沖繩防衛施設局	那覇市	沖繩県
---------	-----	-----

附則中第十五項を第二十三項とし、第四項から第十四項までを八項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の八項を加える。

4 沖繩防衛施設局の設置までの間、防衛施設庁の機関として、沖繩島那覇に、沖繩防衛施設準備事務所 (以下「準備事務所」という。) を置く。

5 準備事務所は、沖繩 (硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)) をいう。以下同じ。) において次の事務を行なう。

一 復帰後の沖繩に駐留することとなる駐留軍に対して施設及び区域を提供し、並びに当該駐留軍及び復帰後の沖繩に置かれることとなる諸機関のための労務を調達するために必要な調査、資料の収集整理並びに沖繩におけるアメリカ合衆国の政府機関 (アメリカ合衆国の軍隊を含む。)、利害関係人又は関係行政機関 (琉球政府を含む。)) との連絡及び交渉に関すること。

二 第四十八条の規定に基づき、復帰後の沖繩県知事に委任する事務に従事することとなる職員の養成に関すること。

三 復帰後の沖繩に置かれることとなる自衛隊の施設の取得のために必要な調査、資料の収集整理並びに利害関係人又は関

係行政機関との連絡及び交渉並びに当該施設に係る建設工事に
関すること。

四 前三各に掲げるもののほか、復帰後の沖繩に係る第四十一
条第一項に規定する任務の遂行に必要な調査及び資料の収集
整理に關すること。

6 準備事務所の長は、沖繩防衛施設準備事務所長とし、防衛施設
庁長官の命を受け、所務を掌理する。

7 準備事務所の内部組織は、総理府令で定める。

8 準備事務所に置かれる職員（以下「準備事務所職員」という。）
には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当（指定職俸給表
の適用を受ける者にあつては、俸給及び期末手当）のほか、在
勤手当を支給する。

9 準備事務所職員に対して支給する在勤手当の支給額は、準備
事務所職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じ

て能率を十分發揮することができると認められる場合に準備事務所の所在地
における物価、為替相場及び生活水準を勘案して政令で定める。

10 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務
員の給与に關する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条
第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）及び
第二十一条第二項の規定は、第八項の俸給、扶養手当、期末手
当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この
場合において、同法第二条第三項中「大使及び公使以外の在外
職員」とあるのは「準備事務所職員」と、「一般職の職員の給
与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の
規定を除く。）」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七
年法律第二百六十六号）（第三条第一項及び第十一条第二項の
規定を除く。）」と、同法第三条中「在外職員」とあるのは「準
備事務所職員」と、同法第四条第一項中「在外職員」とあるのは「準
備事務所職員」と、「特別職の職員の給与に關する法律第八条

並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の六」とあるのは「防衛庁職員給与法第十一条第一項及び第十二条第一項（扶養手当の支給日に係る事項に限る。）」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在外職員」とあるのは「準備事務所職員」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖繩島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と、同法第二十一条第二項中「在外職員」とあるのは「準備事務所職員」と読み替えるものとする。

// 琉球政府の職員であつた者で、引き続き準備事務所職員となつたものに対する自衛隊法第四十一条の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

附 則

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合

衆国との間の協定の効力の発生の日から施行する。ただし、第
条中第五条第二十三号及び附則の改正規定は、公布の日から起算し
て三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律

(案)

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩（琉黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるもののほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。

(防衛庁職員の給与等の特別措置)

第二条 琉球政府の職員のうち、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第 号。以下「一般法」という。）第三十二条の規定により防衛庁の職員となり、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用を受けることとなる職員については、

一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

2 沖繩県の区域内に所在する防衛庁の官署に勤務する医師又は歯科医師で、防衛庁職員給与法の適用を受けるものについては、一般職の国家公務員である医師又は歯科医師の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができる。

3 琉球政府の職員のうち、一般法第三十二条の規定により防衛庁の職員（^{琉球政府の}一般職の国家公務員である者を除く。）となつた者については、当該職員としての公務を防衛庁職員給与法第二十七条第一項の公務とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給すべき事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で特別の定めをす

ることができらる。

4 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給すべき事由の生じた公務上の災害に対する補償に関しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

（人身損害に対する見舞金の支給）

第三条 国は、沖縄において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖縄の住民又はその遺族のうち、琉球人の講和前補償請求の支払について（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けな

かつた事情を調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例）

第四条 防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十五号）第四条の規定の沖縄県の区域における適用については、当分の間、同条中「市町村で」とあるのは「沖縄県又は沖縄県の市町村で」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

（軍関係離職者に対する特別給付金の支給に関する特例）

第五条 この法律の施行の際沖縄の軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第四百十七号）第二条に規定する軍関係離職者である者のう

ら同条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者のみなして、同法第十五条から第十七条までの規定を適用する。

（政令への委任）

第六条 この法律に規定するもののほか、防衛庁関係法律の沖縄への適用については経過措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、沖縄の円滑な復帰を図るため、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

（防衛庁設置法の一部改正）

第七条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十六年法律第 号）第三条の規定により、見舞金を支給すること。

第四十一条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第四十四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する

る法律第三条の規定による見舞金に関すること。

第五十四条第一項の表福岡防衛施設局の項の次に次のように加える。

那覇防衛施設局

那覇市

沖縄県

附 則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

理 由

沖縄の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律

(案)

(趣旨)

第一条 この法律は、沖繩（琉黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるもののほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。

(防衛庁職員の給与等の特別措置)

第二条 琉球政府の職員のうち、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第 号。以下「一般法」という。）第三十二条の規定により防衛庁の職員となり、防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定の適用を受けることとなる職員については、

10/13 法第66号

一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給するものとする。

2 沖繩県の区域内に所在する防衛庁の官署に勤務する医師又は歯科医師で、防衛庁職員給与法の適用を受けるものについては、一般職の国家公務員である医師又は歯科医師の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができる。

3 琉球政府の職員のうち、一般法第三十二条の規定により防衛庁の職員（一般職の国家公務員である者を除く。）となつた者については、当該職員としての公務を防衛庁職員給与法第二十七条第一項の公務とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給すべき事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で特別の定めをす

ることができる。

4 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給すべき事由の生じた公務上の災害に対する補償に関しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

（人身損害に対する見舞金の支給）

第三条 国は、沖縄において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖縄の住民又はその遺族のうち、琉球人の講和前補償請求の支払について（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族に対し、その支払を受けな

かつた事情を調査のうえ、必要があると認めるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給することができる。

2 前項の見舞金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（防衛施設周辺の民生安定施設の助成の特例）

第四条 防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十五号）第四条の規定の沖縄県の区域における適用については、当分の間、同条中「市町村で」とあるのは「沖縄県又は沖縄県の市町村で」と、「当該市町村」とあるのは「当該県又は市町村」と、「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

（軍関係離職者に対する特別給付金の支給に関する特例）

第五条 この法律の施行の際沖縄の軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第四百四十七号）第二条に規定する軍関係離職者である者のう

ち同条第一号に係る者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十五条から第十七条までの規定を適用する。

（政令への委任）

第六条 この法律に規定するもののほか、防衛庁関係法律の沖縄への適用についての経過措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、沖縄の円滑な復帰を図るため、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

（防衛庁設置法の一部改正）

第七条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十六年法律第 号）第三条の規定により、見舞金を支給すること。

第四十一条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第四十四条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する

る法律第三条の規定による見舞金に関すること。

第五十四条第一項の表福岡防衛施設局の項の次に次のように加える。

那覇防衛施設局	那覇市	沖縄県
---------	-----	-----

附 則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならぬ。

理 由

沖縄の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用についての暫定措置その他必要な特別措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用
の特別措置等に関する法律案要綱

1 この法律は、沖縄の復帰に伴い、防衛庁関係法律の適用について、他の法律に定めるもののほか、暫定措置その他必要な特別措置等を定めるものとする。

2 (1) 琉球政府の職員で、沖縄の復帰の日から引き続いて防衛庁職員となるもの及び復帰の日以後沖縄県で勤務する医師又は歯科医師である防衛庁職員については、一般職の国家公務員の例に準じ政令で定めるところにより、当分の間、特別の手当を支給することができること。

(2) 琉球政府に在職中、公務上の災害を受けた職員で、復帰の日から引き続いて防衛庁職員となるものについては、当該公務を防衛庁職員としての公務とみなして、一般職の国家公務員の例に準じて処理すること。

3 沖縄において昭和20年8月16日から昭

和27年4月28日までの間にアメリカ合衆国の軍隊等の行為により人身損害を受けた沖縄の住民のうち、高等弁務官布令第60号による支払を受けなかつた者については事情を調査のうえ、必要があるときは、同布令に基づいて行なわれた支払の例に準じ、見舞金を支給できること。

4 沖縄の復帰に伴い、沖縄における防衛施設周辺の民生安定施設の助成の対象として市町村のほか、沖縄県を加えるとともに、政令で定めるところにより補助率を10割とすることができること。

5 この法律施行の際、沖縄法による特別給付金の受給資格者であつて、米軍等に再雇用されたため、その支給を停止されたものが、沖縄の復帰の日以後も引き続き駐留軍関係労務者となる場合は、その受給資格を本土法による受給資格とみなして、特別給付金を支給することができること。

6 防衛庁関係法律の沖縄への適用についての

特別措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができること。

7 防衛施設庁の地方支分部局として、沖縄県那覇市に、管轄区域を沖縄県とする那覇防衛施設局を設けるとともに、防衛施設庁の所掌事務として3の見舞金に関するものを加えること。

8 この法律は、沖縄返還協定の効力発生の日から施行すること。

9 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならないこと。

本
地
印

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案に基づく政令案要綱

一 第二条関係

- 1 復帰に伴い防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受けることとなつた者で、俸給月額（これに準ずるもので総理府令で定めるものを含む。以下同じ。）が琉球政府において受けていた給料月額（これに準ずるもので総理府令で定めるものを含む。）に達しないこととなるものには、差額手当を支給するものとし、その手当額は、昇給等により俸給月額が増加する場合には、これを減ずるものとする。
- 2 防衛庁職員給与法の適用を受ける職員のうち、沖縄県の区域内に置かれる防衛庁の官署に勤務する医師又は歯科医師には、一定の期間、医師暫定手当（仮称）を支給することができるものとする。

- 3 琉球政府職員当時の公務上の災害に対する障害補償年金及び遺族補償年金の復帰前の期間に係る金額は、従前の年金額に相当する額とすること。
- 4 琉球政府職員当時の公務上の災害に対する補償に係る平均給与額について必要な定めをすること。
- 5 補償の実施機関その他従前の決定、支給等の行為の承継に關し必要な事項を定めること。

二 第三条関係

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十六年法律第 号。以下「法」という。）の規定による見舞金は、沖繩において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日までの間に、アメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により死亡し、負傷し、又は疾病にかかつた沖繩の住民のうち、琉球人の講和前補

償請求の支払について（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく支払を受けなかつた者又はその遺族で、法の施行の日に於いて日本の国籍を有するものに対し、同布令の例による見舞金の額その他その遺族の範囲、申請の手續等について定めるものとする。

三 第四条関係

国は、沖縄県又は沖縄県にある市町村が防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三十五号）の規定により民生安定施設の整備について必要な措置をとるときは、当分の間、当該県又は市町村に対して防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百四十三号）の規定にかかわらず、沖縄に適用される他の法令等による補助の割合又は額との均衡を考慮して補助すること。

四 第五条関係

1 法施行の日の前日までに、沖縄の軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第四百七号。以下「沖縄法」という。）の規定による特別給付金の受給資格者で、引き続き沖縄の米軍関係労務者として再雇用されたためその支給を受けなかつた者が、法施行の際駐留軍関係従業員として雇用された場合の当該者に対する特別給付金について定めること。

2 法施行の際沖縄法の軍関係離職者である者（前項に掲げる者を除く。）又はその遺族については、本土の駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百十八号）の駐留軍関係離職者とみなして沖縄の法令の例により特別給付金を支給することその他支払の手續について定めること。

五 第六条関係

1 自衛隊の身分関係

(1) 沖縄において欠格条項に該当して琉球政府職員となること

ができなかつた者は、その欠格事由に該当する事実が存続する間は、隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項の隊員をいう。以下同じ。）になれないものとする。

(2) 復帰に伴い隊員として身分を引き継がれた者（以下「隊員となつた者」という。）で復帰の際条件附採用期間中のもの及び臨時的に任用されているものについては、その任用上の条件を引き継ぐものとする。

(3) 隊員となつた者の休職及び懲戒については、従前の処分事由及び復帰の際現に有効な処分は、これを承継するものとする。

(4) 隊員となつた者に係る従前の不利益処分についての不服申立ては、防衛庁で取り扱うものとする。

(5) 隊員となつた者で、復帰の際許可を得て営利企業等の事業

又は事務に従事しているものは、暫定期間、自衛隊法の相当規定に基づく承認を受けたものとして取り扱うものとする。

(6) 隊員となつた者で琉球政府公務員法（千九百五十三年立法第四号）の規定に基づく年次休暇を積み立てていたものには、その積み立てた年次休暇の日数分の年次休暇を与えることができるものとする。

2 防衛庁職員の給与関係

琉球政府職員のうち、法施行前に離職し、又は死亡した者でその離職又は死亡の時に防衛庁の職員（一般職の国家公務員である者を除く。）が従事する事務に相当する事務に従事していたものについては、当該琉球政府職員としての公務を防衛庁職員給与法第二十七条第一項の公務とみなして、同条の規定を適用すること。この場合において、補償の実施等に関し必要な事項は、前記一（第二条関係）第三項から第五項までの例によること。